

【ふるさと納税】 返礼品事業者様向け説明資料

<そもそもふるさと納税とは？>



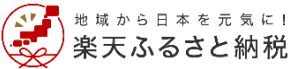


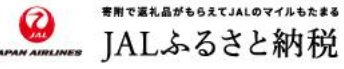

ふるさと納税とは、応援したい自治体に寄附ができる制度です。ふるさと納税の寄附金は手続きを行うと、2,000円を超える部分については、所得税の還付・住民税の控除が受けられます（上限額が定められています）。

また、寄附金の使い道を指定できることや返礼品を受け取れるということも特徴です。

<甘楽町のふるさと納税受付>

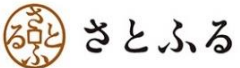
甘楽町では現在、「甘楽町役場への直接申込（窓口受付）」「ポータルサイトからの申込（インターネット申込）」によりふるさと納税を受付しています。

近年、ふるさと納税の申し込みはインターネットが主流であり、返礼品登録の際は「ふるさとチョイス」への登録を必須としています。

 ふるさと納税総合サイト		
		
これらのサイトは「ふるさとチョイス」の連携サイトです		
		

【委託業者】株式会社三洋堂 / 【登録作業】株式会社三洋堂

●問い合わせ先（甘楽町担当者 亀山 様）
電話：080-4106-6204 メール：kitakanto-furusato@sanyodo-net.co.jp

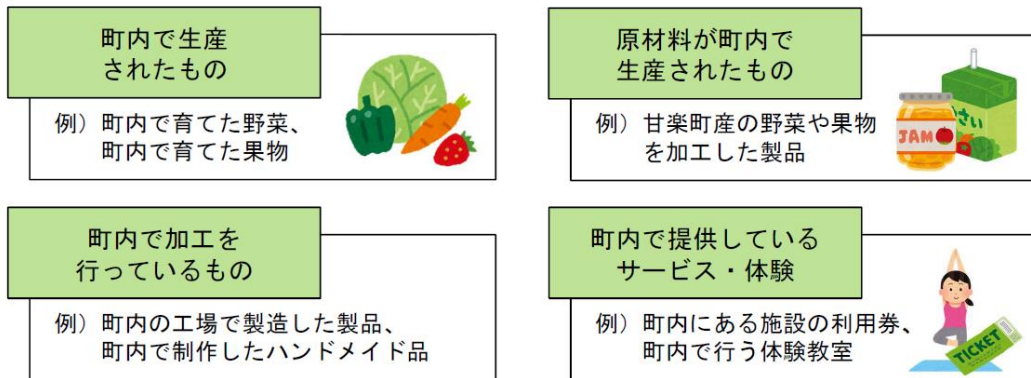

【委託業者】株式会社さとふる / 【登録作業】事業者様
●問い合わせ先（事業者コールセンター） 電話：03-6680-2766 メール：cs@satofull.co.jp

<返礼品について>

●基準について

ふるさと納税の返礼品については、地方税法及び地方税法施行規則により基準が定められています。事業者様にも関係する部分を簡単にまとめると以下のとおりです。

①返礼品は地場産品であること



②返礼品の金額は、寄附額の3割以下とする

→寄附額については、返礼品の金額（品物代）をもとに、町が決定します。

例) 返礼品額：3,000円（税込）→寄附金額：10,000円

③募集の際に、適切な寄附先の選択を阻害するような表現は使わない

（「お得」「コスパ最強」「圧倒的なボリューム」「還元」などの表現は使わない）

④返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝は行わない

（新聞広告等で、ふるさと納税の返礼品を強調した広告を行ってはいけない）

●その他

・在庫設定ができるため、数量限定の品も受付可能です。

また、期間限定での受付や予約受付も可能です。

・近年の傾向として、通常品よりお得感のある「訳あり品」が人気です。

→「大きさが不揃いだったり、形が悪かったりするけど、味は普通の物と同じで美味しいんだけどな・・・」といったようなお野菜があれば、ぜひご相談ください！

食べ物以外にも訳あり品として登録できそうなお品物等がありましたら、ぜひご相談ください。

< ふるさと納税 受付の流れ >

●出荷方法について

- ・出荷については、下記の2つの方法があります。
- ・「集荷サービス」を利用されると、伝票・請求書の作成が不要となるほか、送料の立替も必要ないため、返礼品事業者様の負担が少なく、オススメです。
- ・窓口受付分については「自社出荷」でお願いします。

	①自社出荷	②集荷サービス利用
発送方法	返礼品事業者様が運送業者に品物を持ち込み、発送	運送業者が発送先まで集荷に伺うので、品物を渡して発送
伝票の作成	返礼品事業者様で作成をお願いします。	返礼品事業者様での作成不要 ※運送業者が記入済の伝票を持って伺います
請求書の作成	返礼品事業者様で作成いただき、町へ提出をお願いします。	返礼品事業者様での作成不要 ※委託業者が作成し、町へ提出します
送料について	返礼品事業者様で一度、立替をお願いします。 後日、返礼品代と一緒に振込みいたします。	返礼品事業者様での立替不要 ※送料は町が直接運送業者へ支払います

● 自社出荷の場合

①【寄附者様】甘楽町に寄附を申込（役場窓口、郵送、FAX 等）

②【甘楽町】入金確認後、返礼品事業者様へ返礼品の発送を依頼

※メールか F A X で下記の「ふるさと納税返礼品配送依頼」をお送りします。

ふるさと納税返礼品配送依頼 【甘楽町】			
			依頼日：令和〇年〇月〇日
○返礼品事業者様			
氏名	郵便番号	住所	電話番号
群馬 太郎	000-0000	群馬県〇〇〇町〇〇-〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
NO.	お礼の品名	個数	備考
1	(返礼品名が入ります)	1セット	午前中の配送を希望

③【返礼品事業者様】寄附者様へ返礼品を発送

※事業者様で出荷の手配をお願いいたします。

※「町からの御礼文」と「町のパンフレット」の同封をお願いいたします。

※大変恐縮ではございますが、送料については事業者様で立替をお願いいたします。

④【返礼品事業者様】返礼品発送後、甘楽町へ返礼品代金と送料を請求

※請求書の宛名は「甘楽町長 茂原 莊一」をお願いいたします。

※返礼品代と送料の内訳が分かるよう記載をお願いいたします。

※請求書の提出をもってお支払いとなるため、請求書は必ずご提出ください。

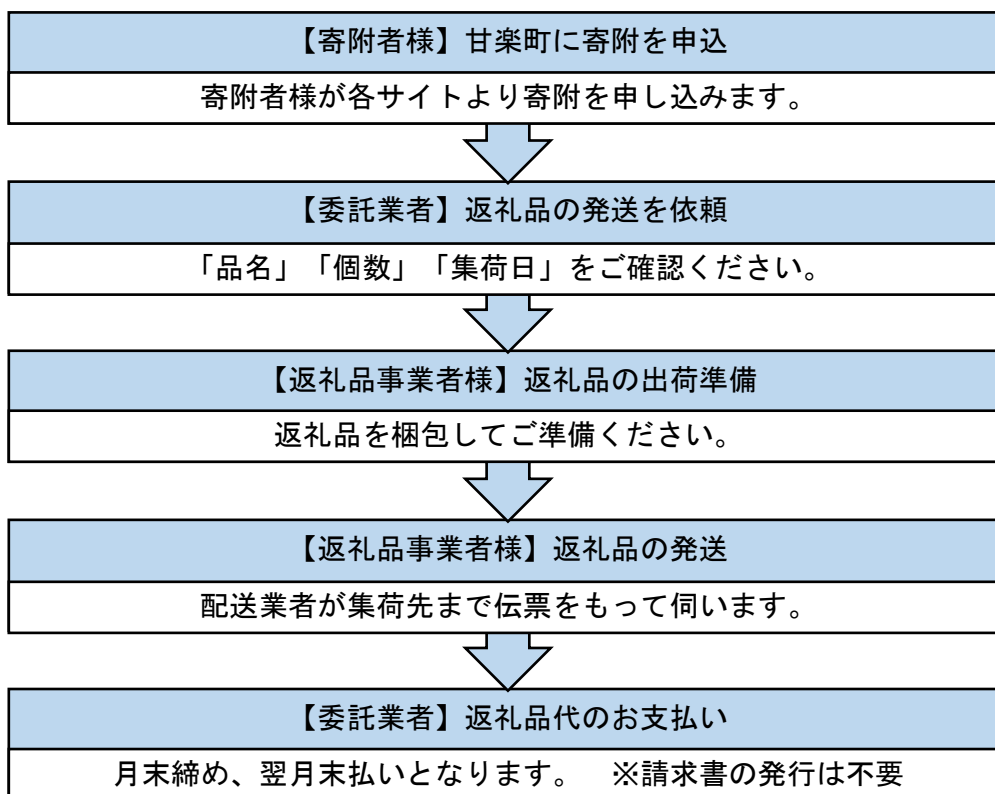
⑤【甘楽町】返礼品事業者様へ返礼品代金と送料をお支払い

※町の支払日は、毎月 12 日、26 日です。

(土日祝の場合は、次の平日となります。)

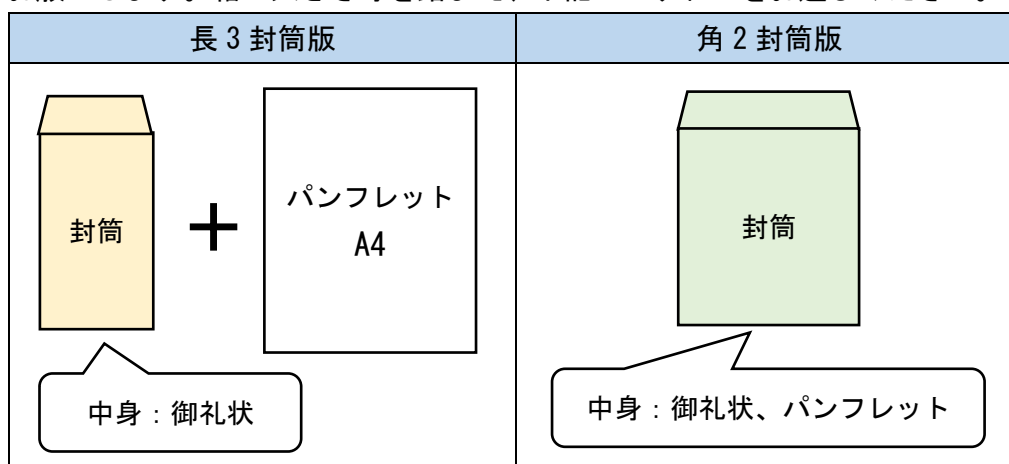
●集荷サービス利用の場合

※詳細は、委託業者の資料をご確認ください。



●出荷時の同封物について

- ・返礼品と一緒に、「甘楽町からの御礼文」と「甘楽町のパンフレット」の同封をお願いします。箱の大きさ等を踏まえ、下記のいずれかをお選びください。



●梱包について

- ・発送の際は必ず梱包をお願いいたします。
- ・壊れやすい物については緩衝材を入れてください。
- ・箱に入れた時に隙間がある場合は、緩衝材で隙間を埋めてください。
- ・内容物に応じ、「取扱注意」「割れもの」「生もの」等のシールを貼ってください。（シールは運送業者からもらえます）

●寄附者様からの問い合わせ対応について

- ・寄附者様からの問い合わせ・クレームについては、基本的には、町か中間業者で対応いたします。寄附者様から直接、返礼品事業者様に連絡があった場合、町へ連絡をお願いします。
- ・返礼品の不良、不備によるクレームがあった場合、返礼品事業者様負担で、返礼の再送をお願いすることがあります。ご了承ください。
- ・運送業者が原因で発生したクレームの場合、運送業者に代金を請求できることがあります。その場合は、運送業者負担で再送をお願いすることになります。

<登録、サイト掲載までの流れ>

- ①登録を検討している返礼品の内容を甘楽町役場財政係までご連絡ください。
※この段階では、返礼品の内容が具体的に決まっていなくても問題ありません。
- ②登録内容決定後、「事業者登録シート」と「返礼品登録シート」に必要事項をご記入のうえ、写真と一緒にご提出ください。
※「返礼品登録シート」の作成については、町職員がご相談に乗ります。
※一から職員と一緒に文章を作成している事業者様もたくさんいますので、お気軽にご相談ください。
※ご提出いただいた内容は、委託業者、運送業者に提供いたしますので、ご承知おきください。
- ③事業者登録を行います。
※集荷サービスをご利用の場合は、委託業者が運送業者への登録を行います。
- ④サイトへの登録作業を行います。
※「さとふる」以外…三洋堂が登録作業を行います。
※「さとふる」…事業者様での登録作業をお願いしています。

<キャッチコピー・説明文について>

- キャッチコピー・・・一覧表示の時に表示される短い説明文
- 説明文・・・各返礼品ページに掲載される詳細な説明文

返礼品の内容説明の他に、以下のような記載があると寄附者にとって分かりやすく、目に留まりやすいです。

- ・商品のこだわりポイント（製造方法、栽培方法など）
→「学校でも使用されている」「一つ一つ手作業で仕上げている」等
- ・保管方法、保存方法
→「冷蔵庫保存」「新聞紙で包む」「冷暗所での保存」等
- ・おすすめの食べ方、おすすめの使い方
→「生でも美味しい」「煮込み料理に最適」「丸焼きがおすすめ」等
- ・製造者・生産者からのコメント

※「食品表示法」「景品表示法」等、各種法令を遵守した表示をお願いいたします。

※お野菜の農薬不使用の表示について

JAS等の認定を受けていれば「有機」の表示が可能です。

「無農薬」という表現は、農林水産省の決まりで使用できません。

「栽培期間中農薬不使用」等の表記が可能です。

※牛肉の個体識別番号の表示について

農林水産省より、「返礼品として牛肉を提供する事業者は、牛トレサ法に基づく遵守事項を守る必要がある」と通知がありました。

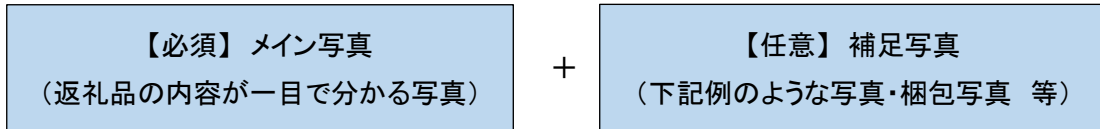
- ①個体識別番号の表示・伝達
- ②仕入れ・販売の記録・保存

<返礼品の写真について>

サイトに掲載する写真・画像の提供をお願いいたします。写真・画像は複数掲載可能です（サイトによって掲載可能枚数が異なります）。

メインとなる写真1枚は必須となります。訳あり品の場合は、訳ありの内容が分かる写真も必須となります。また、以下の例のような寄附者の方の目に留まるような写真も一緒にあるとよいと思います。

※サイトにより写真の規定があるため、事業者様で画像の加工を行う場合は、事前にご相談ください。



(魅力的な写真の例)

- 全般 : 製作者・製造者・生産者の写真
- 食品 : 調理例、盛り付け例 (お肉を焼いた様子、果物をカットした断面)
- 野菜や果物 : 収穫の様子
- 雑貨 : デザインや細部が分かる写真

(掲載できない写真)

- ・使用許可を得ていない人物・画像・ロゴマーク・商標などが写っているもの
- ・返礼品の値段が分かってしまうもの(値札が貼ってある、など)
- ・内容に誤解を与えてしまうようなもの(5個入りの商品であるのに6個写っている、など)

○返礼品写真の撮影、ご相談ください！

委託業者に返礼品の写真撮影をお願いすることも可能です。
撮影する返礼品を委託業者に送る際の送料は返礼品事業者様の負担となりますが、撮影費自体は「無料」です。
新規だけでなく、現在掲載している写真の更新でもご活用いただけます。

【問い合わせ先】

甘楽町役場 企画課 財政係
電話：0274-74-3134 / メール：zaisei@town.kanra.lg.jp
住所：〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

～ ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください ～